

コロナウイルス (COVID-19) の

えいきょう
影響で

のうぜい※
納税 が 難しい 人へ

のうぜい ぜいきん おさ
※納税：税金を納めること

○納税を 遅らせる 制度について

コロナウイルス (COVID-19) の 影響で 収入が 減り、納税が

難しい 場合は、「徴収猶予の特例制度」の 手続きを してください。

税金の 期限を 1年間、遅らせることができます。

○制度を 使うことができる人

①コロナウイルス (COVID-19) の 影響で、収入が 前の年より 20%以上
少なくなった人

②今、納税が 難しい人 (預貯金などの お金も 少ない人)

○手続きに 必要な もの

①申請書 (税金を 遅らせることを 申し込む 紙)

②収入が 前の年より 20% 減ったことと、今 お金がないことが
わかるもの (例えば、給与明細や 銀行の 通帳)

れんらくさき
連絡先

いぬやましやくしよ
犬山市役所

かい
1階

しゅうのうか
収納課

0568-44-0316